

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の認定及び支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県は、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の認定及び支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

香川県知事

公表日

令和8年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の認定及び支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の障害者(児)に対して手当を支給する。 特定個人情報ファイルを使用して実施する具体的な事務は以下のとおり。 1. 認定請求書の受付、内容審査、結果通知 (住民票関係情報、地方税関係情報、障害を支給事由とする年金関係情報(障害児福祉手当のみ)を照会) 2. 現況届の受付、内容審査 (地方税関係情報、障害を支給事由とする年金関係情報(福祉手当のみ)を照会) 3. 住所変更届等各種届出の受付
③システムの名称	特別障害者手当管理システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別障害者手当等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表の67の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会に係る根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 92の項,93の項,119の項 【情報提供に係る根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 29の項, 42の項, 80の項,125の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	香川県健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香川県健康福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3292 香川県小豆総合事務所 〒761-4121 香川県小豆郡土庄町湊崎甲2079番地5 TEL:0879-62-1373 香川県東讃保健福祉事務所 〒769-2401 香川県さぬき市津田町津田930番地2 TEL:0879-29-8256 香川県中讃保健福祉事務所 〒763-0082 香川県丸亀市土器町八丁目526 TEL:0877-24-9960 香川県総務部広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061 各県民センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香川県健康福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3292
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を含む書類等は、施錠できるロッカーに保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	障害福祉課長 久保賀津彦	障害福祉課長 小瀧賢士	事後	
平成28年4月1日	しきい値判断項目 時点	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	障害福祉課長 小瀧賢士	障害福祉課長 久保 幸司	事後	
平成30年4月1日	しきい値判断項目 時点	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年1月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 久保 幸司	障害福祉課長	事後	様式変更による
平成31年1月1日	IVリスク対策	記載なし	IVリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年4月1日	しきい値判断項目 時点	平成30年4月1日	令和2年4月1日		
令和3年8月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第7号	②法令上の根拠 番号法第19条第8号	事後	番号利用法の改正
令和3年8月11日	しきい値判断項目 時点	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の47の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第38条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表の67の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第38条	事後	番号法の改正による修正
令和6年10月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会に係る根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第二 67の項,68の項,69の項,85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供に係る根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第二 19の項,26の項, 56の2の項,87の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条第1号,第30条第10号,第44条第1号	【情報照会に係る根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 92の項,93の項,119の項 【情報提供に係る根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 29の項, 42の項, 80の項,125の項	事後	番号法の改正による修正
令和6年10月1日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	—	—	事後	様式変更による
令和6年10月1日	II しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年10月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和6年10月1日	IV リスク対策 11.優先度が最も高いと考えられる対策	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和8年9月10日	しきい値判断項目 時点	令和6年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	